

## 被災地 NGO 協働センター 新型コロナウイルス影響下における支援活動行動指針

### 1. 基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対して最大限の予防策を徹底し、感染を拡大させないことを前提として、被災地への直接支援活動も含めて有効な支援活動を実施する。

### 2. 事前の対策

- ①スタッフは行動履歴を記録する
- ②発熱、だるさなど、新型コロナウイルスによる感染症罹患の恐れがある場合は出勤を控え、医師の診察を受け、医師の判断によってPCR検査を行う
- ③新型コロナウイルスを予防するための衛生用品を事前に準備し、被災地に向かう場合には携行する。(衛生用品は、JVAODガイドラインに準じるものとする)

### 3. 被災地への直接支援

- ①被災地域及び近隣地域のボランティア団体・NPO等と連携することを基本とし、それらの団体との協議の上、直接支援を行うかを決定する。
- ②スタッフを派遣する場合は、本人及び家族の了承を得る。
- ③派遣するスタッフは、2週間以内に発熱やだるさなど新型コロナウイルス感染症罹患の恐れがある症状がないものとする。
- ④被災地に入ったスタッフは、行動履歴・体温測定の記録を行う。
- ⑤被災地に入ったスタッフは、極力移動を少なくする。また、車の入れ替えやスタッフの交代も最小限とする。
- ⑥活動中に新型コロナウイルス感染症罹患の恐れがある症状が出た場合、ただちに活動を中止し、医療機関を受診する。新型コロナウイルスに感染したことがわかった場合は、医療機関の指示に従い、プライバシーの保護に配慮しながら適切な行動をとる。
- ⑦派遣したスタッフに対して、必要に応じて医療関係者からアドバイスをもらうなどのサポートを実施する。